

朝霞和光資源循環組合 財務報告書

統一的な基準による財務書類

令和2年度版



朝霞和光資源循環組合の財務報告書

統一的な基準による財務書類

目次

第1章 地方公会計制度の策定経緯と意義	1
1 経緯	2
2 意義	3
3 現金主義と発生主義	4
4 現単式簿記と複式簿記	5
第2章 統一的な基準の特徴	6
1 公会計基準の比較	7
2 統一的な基準と総務省方式改訂モデルの違い	8
第3章 本組合の地方公会計制度に関する取組	9
本組合の地方公会計制度に関する取組	10
第4章 固定資産	11
1 固定資産	12
2 比較可能性の確保	14
第5章 財務書類	15
1 財務書類の相互関係	16
2 対象会計範囲	17
財務書類とは	18
3 財務書類の内容	19
(1) 貸借対照表	19
(2) 行政コスト計算書	21
(3) 純資産変動計算書	23
(4) 資金収支計算書	24
用語解説	26
第6章 地方公会計の活用事例	28
1 地方公会計の活用事例	29
2 総合的な所見	30
資料編	31
【統一的な基準の財務書類】	32
【注記】	40
【附属明細書】	42

第1章

地方公会計制度の策定経緯と意義

1-1. 経緯

1 経緯

平成18年6月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を契機に、総務省から地方公会計制度の指針が示され、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」の財務書類の作成が求められました。

この指針で「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の2つの方式が示されました。

こうした地方公会計の整備（財務書類の整備）は、全国的にも進められていますが、2つの方式以外にも「東京都方式」等、複数の会計基準があることで、団体間を比較することが難しいなどの課題もあったことから平成26年度に総務省から「統一的な基準」が示され、全ての地方公共団体は平成29年度末までにこの基準に準拠した財務書類の作成が必要となりました。

本組合は、令和2年10月1日より、組合がスタートしたため、令和2年度決算から統一的な基準に基づく財務書類を作成しました。

【新地方公会計制度（2つのモデル）】

平成18年 5月 「新地方公会計制度研究会報告書」

平成19年10月 「新地方公会計制度実務研究会報告書」

【新地方公会計モデル】

平成21年 1月 「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引き」

平成22年 3月 「地方公共団体における財務書類の活用及び公表について」

平成23年12月 「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引き」

【統一的な基準】

平成25年8月 「今後の新地方公会計推進に関する研究会中間まとめ」

平成26年4月 「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」

平成26年9月 「財務書類作成要領」 「資産評価及び固定資産台帳の手引き」

平成27年1月 統一的な基準による地方公会計の整備促進について（総務大臣通知）
統一的な基準による地方公会計マニュアル

1-2. 意義

2 意義

本組合を含む、地方公共団体における予算・決算に係る会計制度（官庁会計）は、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、単式簿記による現金主義会計を採用しています。

一方で、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に図る観点から、単式簿記による現金主義会計では把握できない情報（ストック情報（資産・負債）や見えにくいコスト情報（減価償却費等））を住民や議会等に説明する必要性が一層高まっており、そのためには、その補完として複式簿記による発生主義会計の導入が重要となります。

また、複式簿記による発生主義会計を導入することで、上記のとおりストック情報と現金支出を伴わないコストも含めたフルコストでのフロー情報の把握が可能となるので、公共施設等の将来更新必要額の推計や、事業別・施設別のセグメント分析など、公共施設等のマネジメントへの活用充実につなげることも可能となります。

図表1-1 地方公会計の意義

総務省資料より

地方公会計の意義

1. 目的

①説明責任の履行

住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

②財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

2. 具体的内容（財務書類の整備）

現金主義会計

◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

補完



発生主義会計

◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 行政コスト計算書
- ・ 純資産変動計算書
- ・ 資金収支計算書

企業会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書

3. 財務書類整備の効果

①発生主義による正確な行政コストの把握

見えにくいコスト（減価償却費、退職手当引当金など各種引当金）の明示

②資産・負債（ストック）の総体的・一覽的把握

資産形成に関する情報（資産・負債のストック情報）の明示

1-3. 現金主義と発生主義

3 現金主義と発生主義

会計取引の認識基準の考え方には、「現金主義会計」と「発生主義会計」があります。民間の企業会計は「発生主義」を採用しており、現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）を把握することができます。

図表1-2 現金主義会計と発生主義会計 総務省資料より

現金主義と発生主義	
現金主義	現金の収支に着目した会計処理原則（官庁会計）
○	現金の収支という客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理に資する
×	現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができない
発生主義	経済事象の発生に着目した会計処理原則（企業会計）
○	現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができる
×	主観的な見積もりが含まれるため、必ずしも客観性が担保されない
➡	「現金主義」に加えて「発生主義」を採り入れることで、減価償却費、退職手当引当金等のコスト情報が「見える化」

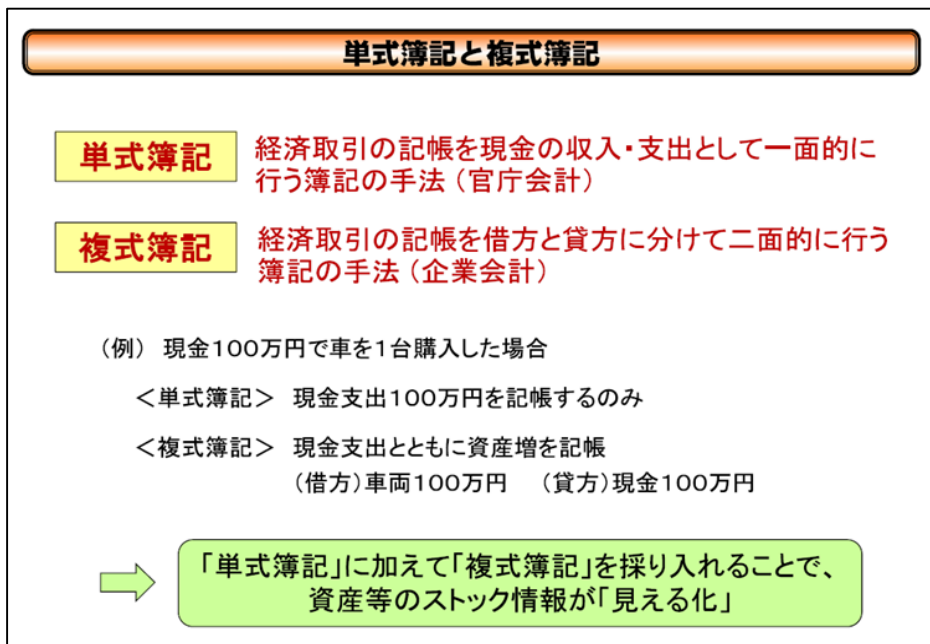
1-4. 単式簿記と複式簿記

4 単式簿記と複式簿記

複式簿記とは経済取引の記帳を二面的に行う簿記の手法で、伝票単位で複式簿記を行うことで資産等のストック情報が「見える化」されます。

図表1-3 単式簿記と複式簿記

総務省資料より



第2章

統一的な基準の特徴

2-1. 公会計基準の比較

1 公会計基準の比較

従来の地方公会計制度の会計基準は「総務省方式改訂モデル」、「総務省方式基準モデル」のほかに、「東京都方式」等があります。

平成29年度末までに全ての地方公共団体が統一的な基準による財務書類の作成が求められています。

図表2-1 公会計基準の比較

	統一的な基準	基準モデル	総務省方式改訂モデル	東京都	国 (省庁別財務書類の作成基準)
財務書類の体系	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えない 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○正味財産変動計算書 ○キャッシュ・フロー計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○業務費用計算書 ○資産・負債差額増減計算書 ○区分別収支計算書
台帳整備	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○段階的整備を想定→売却可能資産、土地を優先	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○官庁会計システムとは連動していないが、法令に基づき国有財産台帳、物品管理簿等を整備
複式簿記	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	決算統計データを活用し、期末に一括して仕訳を実施	○官庁会計処理に連動して発生の都度、複式仕訳を実施	○官庁会計システム(ADAMS II)に連動して発生の都度、複式仕訳を実施(国有財産等については、期末時に複式仕訳を実施)
有形固定資産の評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ・取得原価が判明…取得原価 ・取得原価が不明…再調達原価 ※取得原価の判明・不明の判断 ※適正な対価を支払わずに取得したものは再調達原価(道路等の土地は備忘価額1円) ※売却可能資産は売却可能価額を注記 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業用資産土地…固定資産税評価額建物等…再調達原価 ○インフラ資産土地…取得原価建物等…再調達原価 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共資産…決算統計データから取得原価を推計 ○売却可能資産…売却可能価額 	○取得原価	<ul style="list-style-type: none"> ○国有財産(公共用財産を除く)…毎年度時価を基準に改定される国有財産台帳価額 ○公共用財産…取得原価 ○物品…取得原価
税収の取扱い	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○行政コスト計算書に計上	○資産・負債差額増減計算書に計上

2-2. 統一的な基準と総務省方式改訂モデルの違い

2 統一的な基準と総務省方式改訂モデルの違い

概要

従来ほとんどの自治体で作成していた総務省方式改訂モデルと統一的な基準を比較すると、大きく分けて3点の変更点があります。

① 『発生主義・複式簿記の導入』

総務省方式改訂モデルは決算データを活用して財務書類を作成していましたが、統一的な基準では伝票単位で複式仕訳を実施を行い、発生主義会計を導入します。

② 『固定資産台帳の整備』

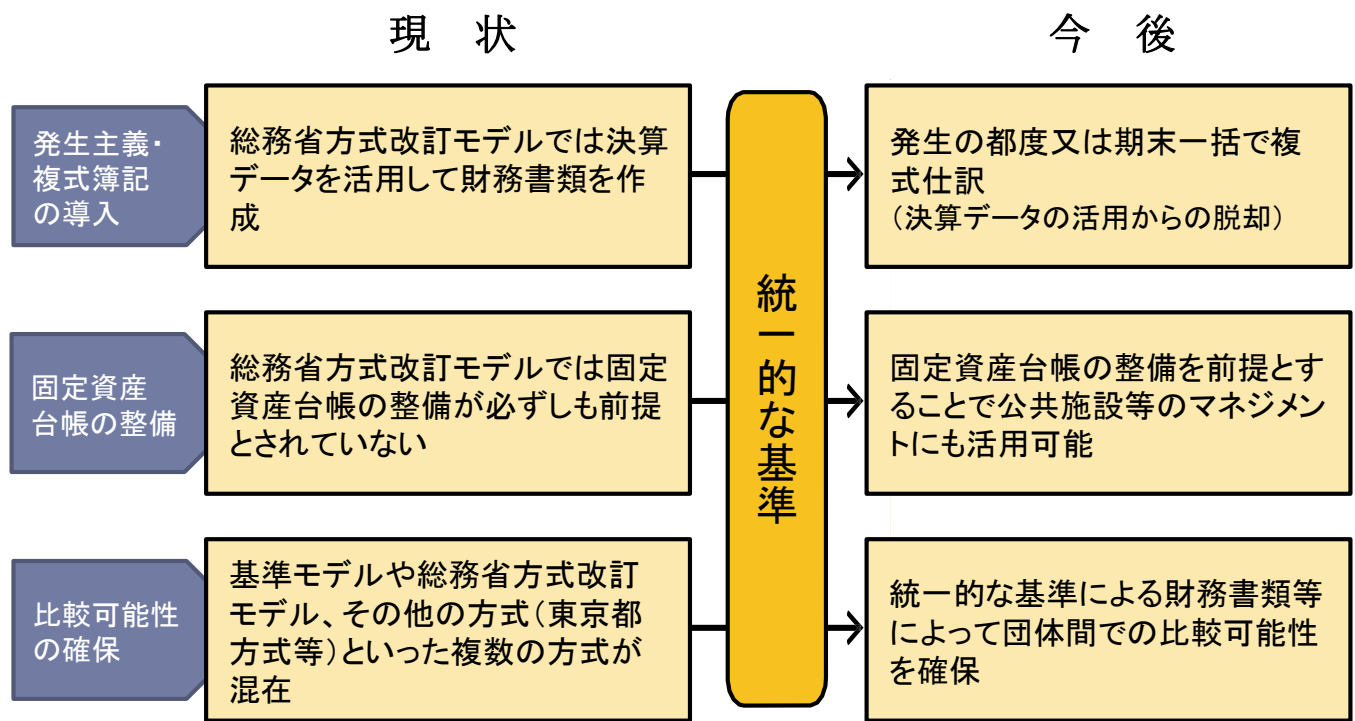
総務省方式改訂モデルでは必ずしも固定資産台帳の導入が前提とされていませんでしたが、統一的な基準では固定資産台帳の整備が必須となり、公共施設等のマネジメントにも活用可能となります。

③ 『比較可能性の確保』

地方公会計制度の会計基準は従来、様々な会計基準が存在していましたが、平成30年3月末までに全ての地方公共団体が統一的な基準による財務書類を整備するため、団体間での比較可能性が確保されます。

図表2-2 統一的な基準と総務省方式改訂モデルの違い

総務省資料より



第3章

本組合の地方公会計制度に関する取組

本組合の地方公会計制度に関する取組

本組合では令和2年度から統一的な基準による財務書類の作成に向けて取組を進めています。

年度	取組
令和2年度	・統一的な基準による固定資産台帳の整備
令和3年度	・固定資産台帳の更新 ・統一的な基準による財務書類の作成・公表（令和2年度決算）

（作成基準日）

財務書類の作成基準日は、会計年度の最終日である令和3年3月31日を基準日として作成しています。令和3年4月1日から5月31日までの出納整理期間の収支については、基準日までに収入・支出があったものとして取り扱っています。

第4章

固定資産

4-1. 固定資産

1 固定資産

① 概要

固定資産は、投資・その他の資産を除いたものが、固定資産台帳となります。

固定資産台帳とは、組合が保有する財産（固定資産）をその取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに記録・管理するための帳簿です。また、財務書類作成の基礎となる重要な帳簿の役割を果たすとともに、固定資産の適切な管理及び有効活用を行うための基礎となる台帳であり、金額情報や減価償却情報が含まれています。

図表4-1 公会計・貸借対照表で固定資産を表す場合

公会計・貸借対照表(B/S:Balance sheet)で固定資産を表すと

固定資産	有形固定資産	事業用資産	土地・立木竹・建物・工作物・船舶・浮標等・航空機・その他・建設仮勘定 売却を目的として保有している資産については、有形固定資産ではなく、棚卸資産として計上します。
		インフラ資産	土地・建物・工作物・その他・建設仮勘定 システムまたはネットワークの一部であること、性質が特殊なものであり代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約を受けることといった特徴の一部またはすべてを有するもの。例えば道路、橋、下水処理関連、水道等が該当します。
		物品	物品
	無形固定資産		ソフトウェア・その他
	投資 その他の資産		投資及び出資金・投資損失引当金・長期延滞債権・長期貸付金・基金・その他・徴収不能引当金

② 固定資産台帳の必要性

固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠です。

統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、組合の資産の状況を正しく把握することや、他団体との比較可能性を確保することが重要になることから、各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する必要があります。

また、将来世代と現世代の負担公平性に関する情報や施設別・事業別等のセグメント別の財務情報をあわせて示すこと等により、個別の行政評価や、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげるためにも、固定資産台帳の整備は重要です。

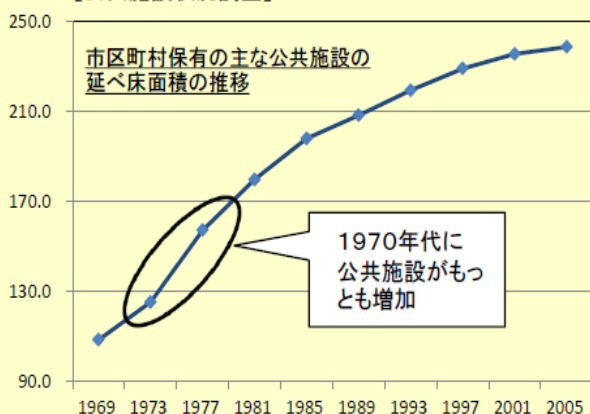
図表4-2 固定資産台帳の必要性

総務省資料より

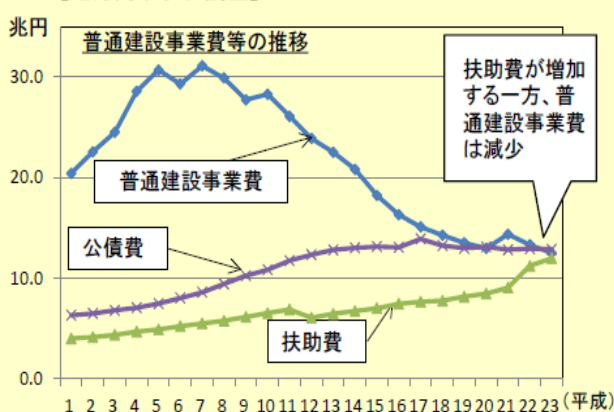
固定資産台帳の必要性

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。

km² 【公共施設状況調査】



【地方財政状況調査】



財務書類作成のための基礎資料としてだけでなく、公共施設等の再編・長寿命化の観点からも、固定資産台帳の整備は必要不可欠

4-2. 比較可能性の確保

2 比較可能性の確保

従来の地方公会計制度の会計基準は「総務省方式改訂モデル」、「基準モデル」及びその他の基準が混在していたため、団体間を比較することが困難などの課題がありました。

こうした課題を解決するため、平成26年度に新たな会計基準である「統一的な基準」が示され、平成29年度末までに全ての地方公共団体はこの基準に準拠した財務書類を作成する必要があります。

今後は以下のような指標に基づき、団体間の比較を行うことで財務書類のマネジメント・ツールとしての機能が従来よりも向上することが期待されます。

図表3-3 分析指標とその内容

分析指標	内容
有形固定資産減価償却率 (資産老朽化比率)	償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を示すもの。資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標。
純資産比率	将来世代と現世代との負担割合を示す指標。純資産比率の増加は現世代が将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを表す。
受益者負担率	行政サービスに要したコストに対して受益者が負担する使用料・手数料や分担金・負担金などの割合であり、受益者が負担しない部分については、市税や地方交付税、補助金等により賄うことになる。

第5章

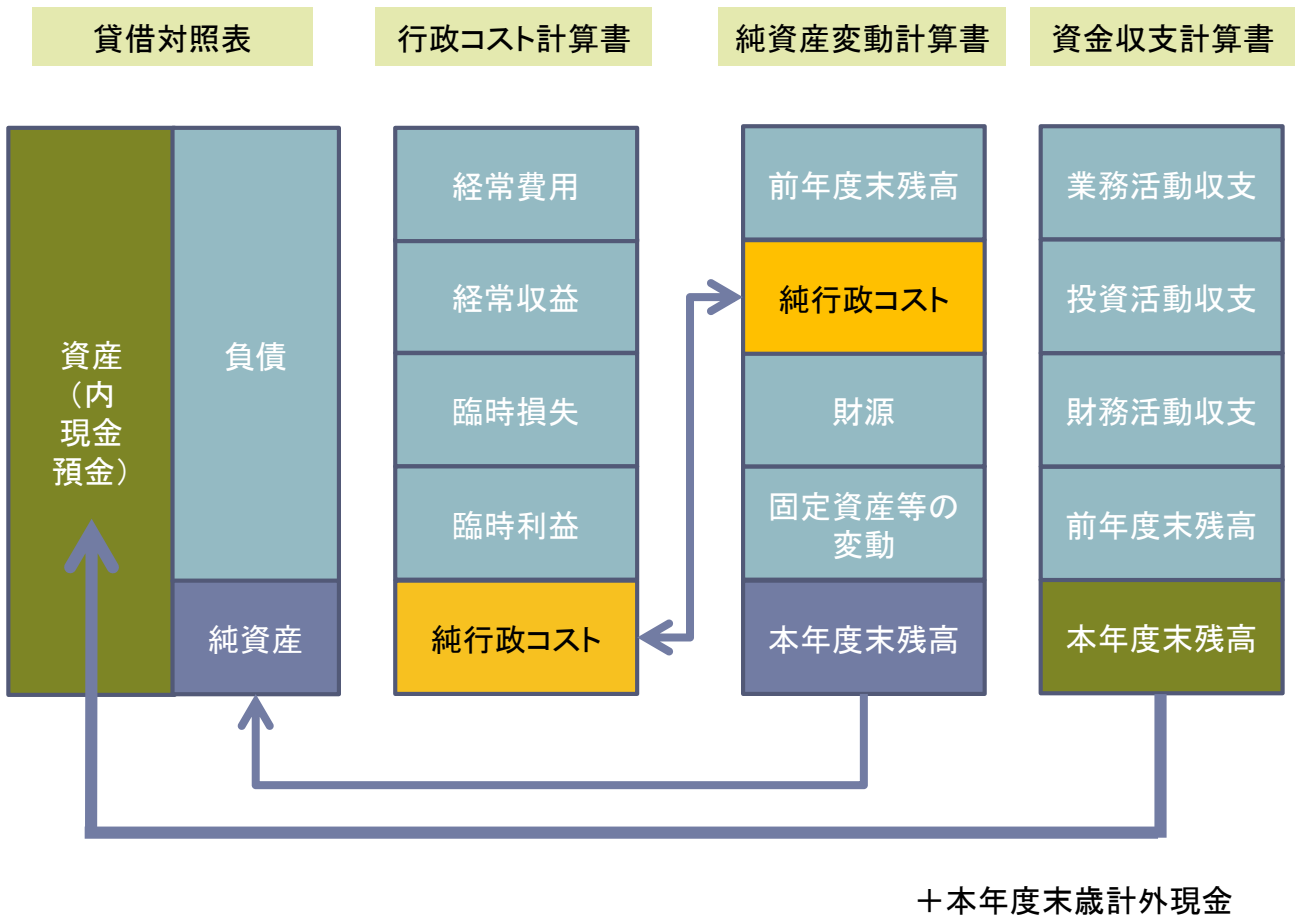
財務書類

5-1. 財務書類の相互関係

1 財務書類の相互関係

財務書類の種類はこれまで通り、総務省方式改訂モデルと基準モデルと同様に4つの財務書類【財務書類の体系(4表)】で構成されます。それぞれのイメージは以下のとおりとなります。

図表5-1 財務書類の相互関係



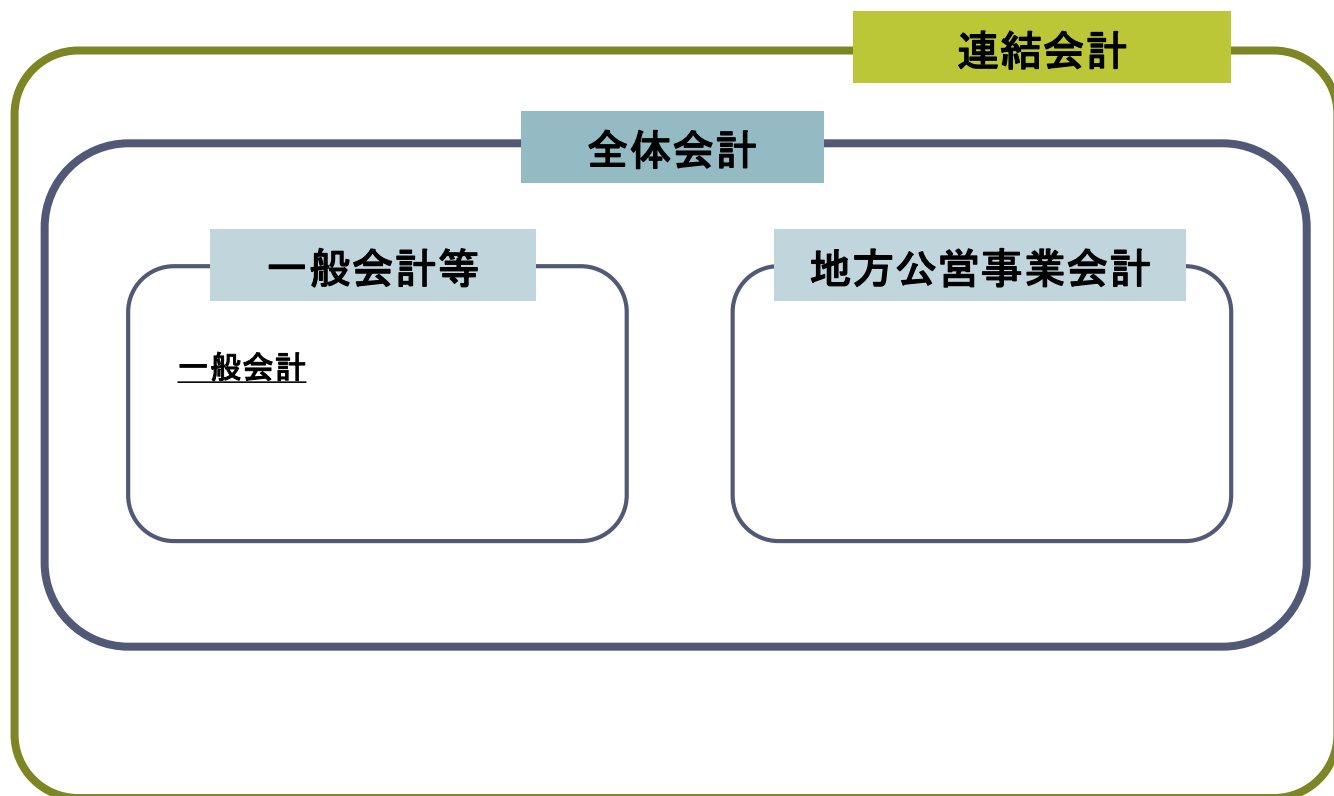
5-2. 対象会計範囲

2 対象会計範囲

財務書類は、一般会計と地方公営事業会計以外の特別会計からなる「一般会計等」、
「地方公営事業会計」を含めた「全体会計」、さらに、出資団体等を含めた「連結会
計」の3種類があります。

本組合では地方公営事業会計はないため、一般会計と連結会計を対象会計範囲とし
ています。

図表5-2 対象会計範囲



▶財務書類とは【統一的な基準の財務書類】

◆貸借対照表とは…

年度末時点での資産や負債などの残高（ストック情報）を表しています。

貸借対照表の左側は、組合が保有している建物、車両、パソコンなどの固定資産や、現金預金、基金、貸付金などの「資産」を表しています。

貸借対照表の右側は組合債などの「負債」であり、資産から負債を差し引いた「純資産」を表しています。

この表は、資産をどのような財源（負債と純資産）で賄ったかを示しており、負債は将来世代の負担を、純資産は現在までの世代の負担を表しています。

資産は市民サービスを提供するために保有しているもので、将来にわたって利用されることから、組合債の償還を通じて将来世代も負担するという考え方がありますので、負債と純資産とのバランス（世代間の負担のバランス）なども考慮した上で財政運営を行っていくこととなります。

貸借対照表は資産と負債・純資産の合計額が同じ額になることから、バランスシートともいいます。

◆行政コスト計算書とは…

1年間の行政運営コストのうち、福祉サービスにかかる経費など、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを人件費、物件費等、その他の業務費用、移転費用に区分して表示するとともに、これらの行政サービスに対する財源として、使用料・手数料などの経常収益を表示しています。また、災害復旧費などの臨時損失と資産売却などによる臨時利益を併せて表示しています。

◆純資産変動計算書とは…

純資産（過去の世代や国・県が負担した将来返済しなくてよい財産）が令和2年度中にどのように増減したかを、財源、資産評価差額、無償所管換等、比例連結割合変更に伴う差額、その他に区分して表示したものです。

◆資金収支計算書とは…

1年間の資金の増減を業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支に区分し、金額を表示したもので、どのような活動に資金が必要であったかを表しています。

5-3. 財務書類の内容

3 財務書類の内容

(1) 貸借対照表

- ① 資産：車両、ソフトウェア、パソコン機器などの物品、将来の世代に引継ぐ社会資本や、投資、基金など将来現金化することが可能な財産
- ② 負債：地方債や退職給付引当金など将来の世代の負担となるもの
- ③ 純資産：過去の世代や国・県が負担した将来返済しなくてよい財産

一般会計

図表5-3 貸借対照表(対前年度比較)

(単位：千円)

	令和2年度	令和1年度	差額
固定資産	19,202	-	-
有形固定資産	8,775	-	-
事業用資産	691	-	-
インフラ資産	0	-	-
物品	8,084	-	-
無形固定資産	10,427	-	-
投資その他の資産	0	-	-
流動資産	12,153	-	-
現金預金	12,153	-	-
未収金他	0	-	-
繰延資産	0	-	-
資産合計	31,355	-	-
固定負債	0	-	-
地方債等	0	-	-
退職手当引当金他	0	-	-
流動負債	9,057	-	-
1年以内償還予定地方債	0	-	-
賞与引当金他	9,057	-	-
負債合計	9,057	-	-
固定資産形成分	19,202	-	-
余剰分(不足分)	3,096	-	-
純資産合計	22,298	-	-
負債及び純資産合計	31,355	-	-

※表示単位金額未満を四捨五入しています。

一般会計

図表5-4 貸借対照表(資産等の対前年度比較)

(単位：億円)

	令和2年度	令和1年度	差額
資産	0.3	-	-
負債	0.1	-	-
純資産	0.2	-	-

- ・ 令和2年度一般会計では、資産は0.3億円となっています。
- ・ 負債は0.1億円、純資産は0.2億円です。
- ・ このうち、負債は将来の世代が負担していくことになるものであり、一方で、純資産は過去の世代や国、県の負担で既に支払が済んでいるものになります。資産に対する純資産の割合を純資産比率と呼び、これまで組合が形成してきた資産に対する負担のうち、既に支払が済んでいる部分の割合を示しています。
- ・ 純資産比率は一般会計では71.1%となっています。

◆ 貸借対照表でわかること(分析)

一般会計

図表5-5 純資産比率等の対前年度比較

分析	令和2年度	令和1年度	差額
純資産比率	71.1%	-	-
流動比率	134.2%	-	-
将来世代負担比率	0.0%	-	-

【純資産比率】 = 純資産合計 ÷ 資産合計 × 100

企業会計の「自己資本比率」に相当し、資産のうち償還義務のない純資産がどれくらいの割合かを表します。この比率が高いほど負債（将来世代の負担）の割合が少ないこととなりますが、現在世代と将来世代との負担のバランスを取ることも必要となります。

【流動比率】 = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100

1年以内に償還する組合債や短期借入金（流動負債）に対して、手元の資金がどのくらいあるかを表すもので、この比率が高いほど短期的な支払能力が高いといえます。財政調整基金を増やしたり、組合債の償還額を減らすことで、この比率は上昇します。民間企業では200%以上あることが理想的であると言われてしています。

【将来世代負担比率】 = 地方債（1年以内も含む） ÷ 有形固定資産 × 100

社会資本形成の結果を表す公共資産のうち、純資産又は負債による割合を見ることにより、これまでの世代（過去及び現役世代）又は将来世代によって負担する割合を見ることができます。

(2) 行政コスト計算書

◆費用：行政サービスの提供のために費やしたもの
① 人件費：職員給与、議員報酬及び退職給付費用（当該年度に退職給付引当金として新たに繰り入れた額）など
② 物件費等：備品、消耗品及び施設等の維持補修にかかる経費や減価償却費（社会資本の経年劣化等に伴う減少額）など
③ その他業務費用：支払利息、徴収不能引当金繰入額、組合債償還の利子など
④ 移転費用：他会計への支出額、補助金等、社会保障給付、他団体への資産整備補助金など
◆収益：直接サービス提供により住民等がその対価として支払い、自治体が得られるもの

図表5-6 行政コスト計算書(対前年度比較)

(単位:千円)

一般会計	令和2年度	令和1年度	差額
経常費用	62,171	-	-
業務費用	61,879	-	-
人件費	47,897	-	-
物件費等	13,952	-	-
物件費	11,745	-	-
維持補修費	0	-	-
減価償却費	2,207	-	-
その他	0	-	-
その他の業務費用	30	-	-
移転費用	292	-	-
経常収益	0	-	-
純経常行政コスト	62,171	-	-
臨時損失	0	-	-
臨時利益	0	-	-
純行政コスト	62,171	-	-

※表示単位金額未滿を四捨五入しています。

図表5-7 行政コスト計算書(経常費用等の対前年度比較)

(単位:億円)

一般会計	令和2年度	令和1年度	差額
経常費用	0.6	-	-
経常収益	0.0	-	-
純行政コスト	0.6	-	-

- ・令和2年度一般会計では、経常費用が0.6億円、経常収益は0.0億円、純行政コスト（費用から収益を差し引いたもの）は0.6億円となりました。
- ・一般会計における経費の内訳をみると、経常費用のうち人件費が占める割合は、77.0%、減価償却を主なものとする物件費等の割合は、22.4%、地方債利息を主なものとするその他の業務費用の割合は、0.0%です。
- ・各団体への補助金や負担金、扶助費を主なものとする移転費用の割合は0.5%となっています。

◆ 行政コスト計算書でわかること(分析)

図表5-8 行政コスト計算書(割合等の対前年度比較)

一般会計

分析	令和2年度	令和1年度	差額
人件費割合(※)	77.0%	-	-
物件費等割合(※)	22.4%	-	-
その他の業務費用割合(※)	0.0%	-	-
移転費用割合(※)	0.5%	-	-
受益者負担比率	0.0%	-	-

【受益者負担比率】 = 経常収益 ÷ 経常費用 × 100

行政サービスに要したコストに対して受益者が負担する使用料・手数料や分担金・負担金などの割合となりますが、現状ではごみ広域処理施設が稼働していないため、一般廃棄物処理に係る経費を受益者に対して負担を求めるものではないことから、受益者負担比率は低くなっています。

※各費用÷経常費用

経常費用=業務費用+移転費用

業務費用=人件費+物件費等+その他の業務費用

移転費用=補助金、特別会計への移転費用など

(3) 純資産変動計算書

◆余剰分の計算

- ① 純行政コスト：行政コスト計算書の純行政コスト。
- ② 財源：財源をどのような収入（税収等、国庫補助金）で調達したかを表示。

◆固定資産形成分：財源を将来世代も利用可能な固定資産、貸付金や基金等にどの程度使ったかを表示。

- ① 固定資産等の変動：当該年度に社会資本を取得した額と過去に取得した社会資本の経年劣化等に伴う減少額又は、基金、貸付金、出資金など長期金融資産の当該年度における増加と減少を表示。
- ② 資産評価差額：有価証券等の評価差額。
- ③ 無償所管換等：無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等。

一般会計

図表5-9 純資産変動計算書(対前年度比較)

(単位：千円)

	令和2年度	令和1年度	差額
前年度末純資産残高	0	-	-
純行政コスト(△)	-62,171	-	-
財源	64,305	-	-
本年度差額	2,134	-	-
固定資産等の変動(内部変動)	0	-	-
資産評価差額	0	-	-
無償所管換等	20,163	-	-
その他	0	-	-
本年度純資産変動額	22,298	-	-
本年度末純資産残高	22,298	-	-

※表示単位金額未満を四捨五入しています。

一般会計

図表5-10 純資産変動計算書(純資産変動額の対前年度比較)

(単位：億円)

	令和2年度	令和1年度	差額
本年度純資産変動額	0.2	-	-

令和2年度一般会計では、本年度純資産変動額がプラス0.2億円となっています。

一般会計

図表5-11 行政コスト対財源比率(対前年度比較)

分析	令和2年度	令和1年度	差額
行政コスト対財源比率	96.7%	-	-

$$\text{【行政コスト対財源比率】} = \text{純経常行政コスト} \div \text{財源} \times 100$$

当年度の行政コストから受益者負担分を控除した純行政コストに対してどれだけ当年度の負担で行われたかがわかります。

(4) 資金収支計算書

- ①業務活動収支:行政サービスを行なう中で、毎年度継続的に収入、支出されるもの
 ②投資活動収支:建物、車両、物品などの資産形成や投資、基金などの収入、支出など
 ③財務活動収支:組合債、借入金などの収入、支出など

一般会計

図表5-12 資金収支計算書(対前年度比較)

(単位:千円)

	令和2年度	令和1年度	差額
業務支出	52,897	-	-
業務費用支出	52,605	-	-
移転費用支出	292	-	-
業務収入	64,305	-	-
臨時支出	0	-	-
臨時収入	0	-	-
業務活動収支	11,408	-	-
投資活動支出	1,246	-	-
投資活動収入	0	-	-
投資活動収支	-1,246	-	-
財務活動支出	0	-	-
財務活動収入	0	-	-
財務活動収支	0	-	-
本年度資金収支額	10,162	-	-
前年度末資金残高	0	-	-
本年度末資金残高	10,162	-	-

※表示単位金額未満を四捨五入しています。

一般会計

図表5-13 資金収支計算書(各収支等の対前年度比較)

(単位:億円)

	令和2年度	令和1年度	差額
業務活動収支	0.1	-	-
投資活動収支	-0.0	-	-
財務活動収支	0.0	-	-
本年度資金収支額	0.1	-	-
本年度末資金残高	0.1	-	-

・令和2年度一般会計では、業務活動収支はプラス0.1億円、投資活動収支はマイナス0.01億円、財務活動収支はプラスマイナス0.0億円となり、本年度資金収支額はプラス0.1億円となります。

・この結果、本年度末資金残高は、一般会計では、0.1億円となりました。

・また、業務活動収支と投資活動収支の合算である基礎的財政収支(プライマリーバランス)は、一般会計では0.1億円となっています。

◆ 資金収支計算書でわかること(分析)

一般会計

図表5-14 基礎的財政収支等の対前年度比較

分析	令和2年度	令和1年度	差額
基礎的財政収支（プライマリーバランス）	0.1	-	-
歳入額対資産比率	0.0	-	-
地方債の償還可能年数（単位：年数）	0.0	-	-

【歳入額対資産比率】 = 資産合計 ÷ 歳入総額

歳入額対資産比率は、社会資本整備の度合いを示しており、この比率が高いほどストックとしての社会資本整備が進んでいると考えられます。ただし、歳入規模に比して過度の社会資本整備を行っている場合は今後の社会資本の維持負担が大きくなり、将来の財政運営を圧迫するおそれもありますので、必ずしも高ければ良いとは言えないことに留意する必要があります。

【地方債の償還可能年数(年)】 = 地方債残高 ÷ 業務活動収支

■ 用語解説

貸借対照表

○ 固定資産

- ・事業用資産……………公共サービスに供されている資産でインフラ資産以外の資産（例：庁舎、学校、公民館、公営住宅、福祉施設など）
- ・インフラ資産……………会基盤となる資産（例：道路、橋、公園、上下水道施設等）
- ・物品……………車両、物品、美術品
- ・無形固定資産……………ソフトウェア、ソフトウェア（リース）
- ・投資及び出資金………有価証券、出資金、出損金
- ・投資損失引当金………保有株式の実質価格が低下した場合に計上
- ・長期延滞債権……………滞納繰越調定収入未済分
- ・長期貸付金……………自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金（流動資産に区分されるもの以外）
- ・基金……………流動資産に区分される以外の基金（減債基金、その他の基金）
- ・その他……………上記以外及び徴収不能引当金以外のもの
- ・徴収不能引当金………未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額（不納欠損額）を見積もったもの

○ 流動資産

- ・現金預金……………手元現金や普通預金など
- ・未収金……………税金や使用料などの未収金
- ・短期貸付金……………貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの
- ・基金……………財政調整基金
- ・棚卸資産……………売却目的保有資産（量水器等）
- ・その他……………上記以外及び徴収不能引当金以外のもの
- ・徴収不能引当金………未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額（不納欠損額）を見積もったもの（長期延滞債権分）
- ・減価償却……………資産（建物・設備、機械など）が、使用するにつれて、財としての価値を減ずるのを費用に計上し、新しいのと替える場合に備える、会計手続き。

○ 固定負債

- ・地方債……………地方公共団体が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のもの
- ・長期未払金……………自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外
- ・退職手当引当金………原則期末自己都合要支給額
- ・損失補償等引当金………履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上
- ・その他……………上記以外の固定負債

○ 流動負債

- ・1年内償還予定地方債………地方公共団体が発行した地方債のうち、1年以内に償還予定のもの

- ・未払金……………基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し、又は合理的に見積もることができるもの
- ・未払費用……………一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、基準日時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないもの
- ・前受金……………基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないもの
- ・前受収益……………一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において未だ提供していない役務に対し支払を受けたもの
- ・賞与等引当金……………基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当及び福利厚生費
- ・預り金……………基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債
- ・その他……………上記以外の流動負債

行政コスト計算書

- ・経常費用……………業務費用（人件費＋物件費等＋その他の業務費用）＋移転費用（補助金、特別会計への移転費用など）
- ・人件費……………職員給与費や賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額など
- ・物件費等……………職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費（資産に該当しないもの）、施設等の維持修繕にかかる経費や資産の減価償却費など
- ・その他の業務費用……………支払利息、徴収不能引当金繰入額、過年度分過誤納還付など
- ・移転費用……………住民への補助金や生活保護費などの社会保障費、特別会計への資金移動など経常収益
- ・使用料及び手数料……………財・サービスの対価として使用料・手数料の形で徴収する金銭
- ・その他……………過料、預金利子など
- ・臨時損失……………資産除売却損
- ・臨時収益……………資産売却益、受取配当金

純資産変動計算書

- ・前年度末純資産残高……………前年度末の純資産の額（前年度貸借対照表と一致）
- ・純行政コスト……………行政活動に係る費用のうち、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに係る費用（行政コスト計算書の「純経常費用」と一致）

財源

- ・税収等……………分担金負担金
- ・国庫等補助金……………国庫支出金及び都道府県支出金など

資産評価差額……………有価証券等の評価差額

無償所管替等……………無償で譲渡または取得した固定資産の評価額など

その他……………上記以外の純資産の変動（調査判明の資産）

資金収支計算書

- ・基礎的財政収支……………公債の元利償還額を除いた歳出と、公債発行収入を除いた歳入のバランスを見るものです。これがプラスになっている場合は持続可能な財政運営であるといえます。

第6章

地方公会計の活用事例

6-1. 地方公会計の活用事例

1 地方公会計の活用事例

「統一的な基準」による地方公会計制度の整備が進むことにより、財務状況の団体間比較やストック情報が「見える化」され、公共施設マネジメントが推進されるなど、地方公会計は、「作って見せる」公会計から「活用する」公会計へステージが変わり、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」ことに資する取組が促進されることが期待されます。

こうしたことから、これまでのように単に財務書類等を作成するだけでなく、公共施設マネジメントや行政評価等への活用が可能となります。

〈統一的な基準導入効果〉

- ① 発生主義・複式簿記が導入され、施設別の行政コスト計算書を作成してセグメント分析が実施可能となる
- ② 固定資産台帳が整備され、公共施設マネジメントへの活用が可能となる
- ③ 比較可能性が確保されるため、財務書類等の地歩公共団体マネジメント及びガバナンスのツールとしての機能が向上する

図表6-1 財務書類の活用方法

総務省資料より

財務書類の活用方法

行政内部での活用 ⇒ 人口減少が進展する中、限られた財源を「賢く使うこと」につなげる

財政指標の設定

財務書類に係る各種指標を設定
→有形固定資産減価償却率を踏まえた公共施設等マネジメント等

適切な資産管理

- 将来の施設更新必要額の推計
→施設の更新時期の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討
- 未収債権の徴収体制の強化
→貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

マクロ的視点

セグメント分析

- 事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能
- 予算編成への活用
→ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討
 - 施設の統廃合
→施設別コストの分析による統廃合の検討
 - 受益者負担の適正化
→受益者負担割合による施設使用料の見直し
 - 行政評価との連携
→利用者1人当たりコスト等を活用して評価

ミクロ的視点

行政内部での活用

情報開示

- 住民への公表や地方議会での活用
→財務書類のわかりやすい公表や議会審議の活性化

- 地方債IRへの活用
→市場関係者に対する説明資料として活用
- PPP/PFIの提案募集
→固定資産台帳の公表により民間提案を募集

6-2.総合的な所見

総合的な所見

(1) 貸借対照表

事業用資産は、建物付属設備として電話設備、物品としては、車両やパソコン機器、無形固定資産はソフトウェアが主な固定資産となっております。

現金預金は歳計外現金を含めた金額となります。負債は、賞与引当金となります。

設立1期目のため、前年度との比較ができませんが、負債に比べ、資産が多い状態であり、賞与引当金も現金預金で賄える範囲であるため、健全な数値となっております。

純資産の部の余剰分（不足分）がプラスであれば将来世代への財源の先食いが無い状態となりマイナスになると将来世代へのつけを回した形になります。

(2) 行政コスト計算書

民間でいうところの赤字（公会計はコスト）が組合全体で約6千万円となっております。この6千万円については、構成市からの負担金や補助金などで充当しており、このような組合予算の特性上、民間の損益とは意味合いが異なりますが、十分なコスト意識を念頭に取り組んでいく必要があります。（純資産変動計算で資本として受け入れています）

(3) 純資産変動計算書

本年度差額が約2百万円であり、コストと構成団体からの負担金とのバランスが保たれております。

今年度は固定資産の受贈があったため、無償所管換等が約2千万円あり、本年度純資産変動額は約2千万円となっております。

(4) 資金収支計算書

プライマリーバランスについては、バランスが保たれている状況です。

令和2年度決算

【統一的な基準】

1 一般会計等

- (1) 貸借対照表
- (2) 行政コスト計算書
- (3) 純資産変動計算書
- (4) 資金収支計算書

▶ 統一的な基準の財務書類 令和2年度【一般会計等】

1 一般会計等

(1) 貸借対照表

朝霞和光資源循環組合		貸借対照表 (令和3年 3月31日)		【様式第 1号】
				(単位:円)
科目名	金額	科目名	金額	
【資産の部】		【負債の部】		
固定資産	19,201,964	固定負債	-	
有形固定資産	8,775,273	地方債	-	
事業用資産	691,245	長期未払金	-	
土地	-	退職手当引当金	-	
立木竹	-	損失補償等引当金	-	
建物	715,000	その他	-	
建物減価償却累計額	-23,755	流動負債	9,057,127	
工作物	-	1年内償還予定地方債	-	
工作物減価償却累計額	-	未払金	-	
船舶	-	未払費用	-	
船舶減価償却累計額	-	前受金	-	
浮標等	-	前受収益	-	
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	7,066,327	
航空機	-	預り金	1,990,800	
航空機減価償却累計額	-	その他	-	
その他	-	負債合計	9,057,127	
その他減価償却累計額	-	【純資産の部】		
建設仮勘定	-	固定資産等形成分	19,201,964	
インフラ資産	-	余剰分(不足分)	3,095,654	
土地	-			
建物	-			
建物減価償却累計額	-			
工作物	-			
工作物減価償却累計額	-			
その他	-			
その他減価償却累計額	-			
建設仮勘定	-			
物品	9,119,600			
物品減価償却累計額	-1,035,572			
無形固定資産	10,426,691			
ソフトウェア	10,426,691			
その他	-			
投資その他の資産	-			
投資及び出資金	-			
有価証券	-			
出資金	-			
その他	-			
投資損失引当金	-			
長期延滞債権	-			
長期貸付金	-			
基金	-			
減債基金	-			
その他	-			
その他	-			
徴収不能引当金	-			
流動資産	12,152,781			
現金預金	12,152,781			
未収金	-			
短期貸付金	-			
基金	-			
財政調整基金	-			
減債基金	-			
棚卸資産	-			
その他	-			
徴収不能引当金	-			
資産合計	31,354,745	純資産合計	22,297,618	
		負債及び純資産合計	31,354,745	

※下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

(2) 行政コスト計算書

朝霞和光資源循環組合

【様式第 2号】

行政コスト計算書

自 令和2年10月 1日

至 令和3年 3月31日

(単位:円)

科目名	金額
経常費用	62,170,665
業務費用	61,878,990
人件費	47,896,623
職員給与費	39,290,296
賞与等引当金繰入額	7,066,327
退職手当引当金繰入額	-
その他	1,540,000
物件費等	13,951,995
物件費	11,744,719
維持補修費	-
減価償却費	2,207,276
その他	-
その他の業務費用	30,372
支払利息	-
徴収不能引当金繰入額	-
その他	30,372
移転費用	291,675
補助金等	51,675
社会保障給付	240,000
他会計への繰出金	-
その他	-
経常収益	63
使用料及び手数料	-
その他	63
純経常行政コスト	62,170,602
臨時損失	-
災害復旧事業費	-
資産除売却損	-
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	-
臨時利益	-
資産売却益	-
その他	-
純行政コスト	62,170,602

※下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

(3) 純資産変動計算書

朝霞和光資源循環組合

【様式第 3号】

純資産変動計算書

自 令和2年10月 1日

至 令和3年 3月31日

(単位:円)

科目名	合計	固定資産等 形成分	余剰分 (不足分)	
前年度末純資産残高	-	-	-	
純行政コスト(△)	-62,170,602		-62,170,602	
財源	64,305,000		64,305,000	
税金等	64,305,000		64,305,000	
国県等補助金	-		-	
本年度差額	2,134,398		2,134,398	
固定資産等の変動(内部変動)				
有形固定資産等の増加		-961,256	961,256	
有形固定資産等の減少		1,246,020	-1,246,020	
貸付金・基金等の増加		-2,207,276	2,207,276	
貸付金・基金等の減少		-	-	
資産評価差額	-	-	-	
無償所管換等	20,163,220	20,163,220		
その他	-	-	-	
本年度純資産変動額	22,297,618	19,201,964	3,095,654	
本年度末純資産残高	22,297,618	19,201,964	3,095,654	

※下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

▶ 統一的な基準の財務書類 令和2年度【一般会計等】

(4) 資金収支計算書

朝霞和光資源循環組合

【様式第 4号】

資金収支計算書

自 令和2年10月 1日
至 令和3年 3月31日

(単位:円)

科目名	金額
【業務活動収支】	
業務支出	52,897,062
業務費用支出	52,605,387
人件費支出	40,830,296
物件費等支出	11,775,091
支払利息支出	-
その他の支出	-
移転費用支出	291,675
補助金等支出	51,675
社会保障給付支出	240,000
他会計への繰出支出	-
その他の支出	-
業務収入	64,305,063
税収等収入	64,305,000
国県等補助金収入	-
使用料及び手数料収入	-
その他の収入	63
臨時支出	-
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	-
臨時収入	-
業務活動収支	11,408,001
【投資活動収支】	
投資活動支出	1,246,020
公共施設等整備費支出	1,246,020
基金積立金支出	-
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	-
その他の支出	-
投資活動収入	-
国県等補助金収入	-
基金取崩収入	-
貸付金元金回収収入	-
資産売却収入	-
その他の収入	-
投資活動収支	-1,246,020
【財務活動収支】	
財務活動支出	-
地方債償還支出	-
その他の支出	-
財務活動収入	-
地方債発行収入	-
その他の収入	-
財務活動収支	-
本年度資金収支額	10,161,981
前年度末資金残高	-
本年度末資金残高	10,161,981
前年度末歳計外現金残高	-
本年度歳計外現金増減額	1,990,800
本年度末歳計外現金残高	1,990,800
本年度末現金預金残高	12,152,781

※下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

朝霞和光資源循環組合
事務局総務課

〒351-0192

埼玉県和光市広沢1番5号 和光市役所内

電話番号/048-424-2253 FAX/ 048-462-7710

E-mail jimukyoku@asawa-junkankumiai.jp